

徳島市上下水道局建設業者指名停止等措置要綱

(要綱規定の準用)

第1条 徳島市の徳島市建設業者指名停止等措置要綱(以下「徳島市指名停止要綱」という。)の規定は、徳島市上下水道局建設業者指名停止等措置要綱について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同要綱の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる徳島市指名停止審査要綱	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条第1項	市長	徳島市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)
	建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和61年12月24日告示第121号)	上下水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第2条において準用する徳島市の建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱
第1条第2項、3項、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第8条	市長	管理者
第5条	徳島市建設工事等に係る業者選定審査委員会	徳島市上下水道局建設工事等に係る業者選定審査委員会
第7条	当該建設工事の予算の執行、設計、管理、監督等を担当する課、室及び事務室	当該建設工事の予算の執行、設計、管理、監督等を担当する課、センター、室及び事務室
	主管部長、契約監理課長及び総務部長を経て、市長に	主管課長、総務課長、次長及び理事を経て、管理者に
	そのうちの一の課長	そのうちの一の主管課の長
第9条	建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱	上下水道局建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第2条において準用する徳島市の建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱
別表1(虚偽記載)	市工事	徳島市又は徳島市上下水道局(以下「上下水道局」という。)工事
別表	市工事	徳島市又は上下水道局工事

2 (粗雑工事)、3 (市工事に係る契約違反等)、4 (公衆損害事故)、5 工事関係者事故) 7 (独占禁止法違反行為)、8 (競売入札妨害又は談合) 及び 9 (建設業法違反)		
別表 3 (市工事に係る契約違反等) 及び 10 (不正又は不誠実な行為)	市が発注する建設工事	徳島市又は上下水道局が発注する建設工事
別表 6 (贈賄)	市職員	徳島市職員及び上下水道局職員
(注3)	市が発注した	徳島市又は上下水道局が発注した

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。
(徳島市水道局建設工事に係る登録業者の指名停止等に関する措置要綱の廃止)
- 2 徳島市水道局建設工事に係る登録業者の指名停止等に関する措置要綱は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行前に行った廃止前の徳島市水道局建設工事に係る登録業者の指名停止等に関する措置要綱の規定による指名停止等については、この要綱の相当規定により行ったものと見なす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の徳島市水道局建設業者指名停止等措置要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」

という。) 以後の事実について適用し、施行日前の事実については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の徳島市水道局建設業者指名停止等措置要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事実について適用し、施行日前の事実については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の徳島市水道局建設業者指名停止等措置要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事実について適用し、施行日前の事実については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。